

戸籍証明書等の請求書(広域交付以外)

令和 年 月 日

寿都町長 殿

※請求には本人確認資料が必要です。

その他の注意事項は裏面に記載されています。

請求者	住所	電話番号()	
	フリガナ 氏名	T・S 生年月日 H・R 年 月 日	
窓口に きた方 (請求者と 違うとき)	住所	電話番号()	
	フリガナ 氏名	T・S 生年月日 H・R 年 月 日	
対象者	本籍(<input type="checkbox"/> 請求者の「住所」と同じ) 北海道寿都郡寿都町字		
	フリガナ 筆頭者の氏名(<input type="checkbox"/> 請求者と同じ)	M・T・S	
	氏名	生年月日 H・R 年 月 日	
	個人事項証明(抄本)の場合、必要な方の氏名(<input type="checkbox"/> 請求者と同じ)		
	フリガナ 氏名	生年月日 H・R 年 月 日	
請求者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者(夫又は妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母又は祖父母) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子又は孫) <input type="checkbox"/> その他		
その他にチェックした場合には、下記のいずれかにチェックをつけた上で 請求の理由を詳細に記載してください。			
請求の 理由	<input type="checkbox"/> 権利行使・義務履行のため <input type="checkbox"/> 国または地方公共団体の機関に提出するため <input type="checkbox"/> その他 []		
権限 書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 資格証明書 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 身分証明書 <input type="checkbox"/> その他()		
何が必要ですか。必要なものにチェックをつけて、通数を記入してください。			
	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) 戸籍に記載されている方全員の証明		通
	<input type="checkbox"/> 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)		通
	<input type="checkbox"/> 戸籍一部事項証明書 必要な事項 ()		通
	<input type="checkbox"/> 改製原戸籍謄本・抄本		通
	<input type="checkbox"/> 除籍全部事項証明書(除籍謄本) 除籍に記載されている方全員の証明		通
	<input type="checkbox"/> 除籍個人事項証明書(除籍抄本)		通
	<input type="checkbox"/> 除籍一部事項証明書 必要な事項 ()		通
	<input type="checkbox"/> 戸籍電子証明書提供用識別符号 戸籍に記載されている方全員の電子証明		通
	<input type="checkbox"/> 除籍電子証明書提供用識別符号 改製原戸籍又は除籍に記載されている方全員の電子証明		通
	その他 <input type="checkbox"/> 受理証明書 <input type="checkbox"/> 届書等情報内容証明書 <input type="checkbox"/> 届書記載事項証明書 証明に必要な届()届 届出の年月日 (年 月 日)		通

市町村取扱使用欄 本人確認 個・免・旅・在・その他()

請求に当たっての注意事項

1. 請求の理由の記載について

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍謄本等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

3. 戸籍個人事項証明について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の個人事項証明をご利用ください。

4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には戸籍一部事項証明をご利用ください。

5. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。

行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。

符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので詳しくは手続先にお問合せください。

6. 届書等情報内容証明書について

届書等情報内容証明書は、利害関係人の方が特別の事由がある場合に限り、請求が可能です。市区町村に提出した届書の写しが必要な場合にご利用ください。

7. 本人確認資料について

窓口にきた方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

8. 権限確認書類について

窓口にきた方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

9. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。